

平成30年度「24時間子供SOSダイヤル」

平日夜間・休日業務委託契約提案競技仕様書

本仕様書は、大分県が発注する「24時間子供SOSダイヤル」業務委託契約について必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。

- 1 事業名 平成30年度「24時間子供SOSダイヤル」平日夜間・休日業務委託契約
- 2 事業目的 文部科学省「24時間子供SOSダイヤル」から転送される各種相談電話に対して、問題解決・解消のためのカウンセリングを行う。また、自死予告事案等の未然防止。

- 3 契約期間 平成30年4月1日から平成31年3月31日

4 委託内容

- (1) 業務 文部科学省「24時間子供SOSダイヤル」の相談対応
- (2) 時間 平日夜間 17:00から翌日9:00の16時間
休日（土、日、祝祭日、年末年始休日） 24時間
- (3) 場所 受託者設置場所
- (4) 相談員 相談経験を有する臨床心理士、学校心理士、精神保健福祉士等心理専門家
- (5) 体制 常時、相談員2名以上、管理責任者1名以上の体制が取れ、相談電話の取り逃がしを極力なくすとともに、責任者のモニタリング等により困難な相談へのサポート等ができる運営体制をとること。
また、別に事務担当者1名以上をおくこと。
体制は事前に報告するとともに、変更があればその都度報告のうえ大分県の承認をとること。
- (6) 回線 相談電話回線の十分な確保
- (7) 緊急事態 自死予告、自傷行為など相談者の生命に関わる緊急事態に対しては、警察や児童相談所等への連絡を行うとともに、速やかに大分県教育庁学校安全・安心支援課職員の携帯電話に連絡を行う。
- (8) 報告 相談記録の日報及び相談の受理状況が把握可能な月報を大分県教育庁学校安全・安心支援課にメール等で適切に報告するとともに、連携体制を確保する。
- (9) 再委託の範囲 「主たる部分」：「総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等当該業務に係る基本的又は中心的なものに位置づけられる業務」
「軽微な部分」：コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、翻訳、消耗品購入、会場借上等で受注者が軽微な業務を再委託するもの。

再委託できない	委託できる	
主たる部分	軽微な部分 【承認不要】	発注者の承認 が必要な部分

5 情報管理

- (1) 管理体制 相談業務のセキュリティー環境が確立されるとともに、個人情報の取扱い等情報管理体制が確保されていること。
- (2) 守秘義務 相談員、相談管理者への情報セキュリティ教育により、守秘義務が徹底されていること。

6 その他 相談業務、報告業務、情報管理に関する過失については、受託者がその責任を負う。

再委託先による機密情報及び個人情報の取り扱いに関する責任は、受託者が負うとともに、再委託先も直接責任を負う。